

財務省告示第二百十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年四月二十八日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十八年五月十二日

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（五年）（第五十五 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で百六十六億円	百六十六億三千百五十四万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年四月二十八日

十 十 十
二 一 発
の 経 利 行
払 過 利 価
込 利 子 率 格
み 子 率 格

額 面 金 額 一 四 百 円 に つ き 百 円 十 九 銭
年 一 四 百 円 に つ き 百 円 十 九 銭
年 金 積 立 金 管 理 運 用 独 立 行 政 法
人 理 事 長 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、
次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を
第 十 八 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い
込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{39}{365}}$$

十 三
初 期 利 子

平 成 十 八 年 九 月 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う へ 以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十 四
第 二 期 利 子
償 還 金 限
償 還 金 額
元 利 金 支 支
払 場 所
払 込 期 日

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 う 。
平 成 二 十 三 年 三 月 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行
平 成 十 八 年 四 月 二 十 八 日